

山まで下ハ由利まで持分の時を以て門の内武を下蔵
後ハ破越の堀より下リ山町ハ川北坂本之軍を田
澤中世儀上餅山下餅山に持ち上り居るに下リは
名ノ村より破越より判形より若菜の子孫まで
判形に持ち上り同小儀ハ世利の相川居る其外平
田の内ハ中より及星川より服部如唐瀧地浦まで川
南之根安美屋谷定清川片所ハ破越より領内同
片所ハ平賀及片所ハ同山寺世持ハ何部ハ湫上門熊
坂是世持の主人宛の知行成後十八坊ハ社領に成る

田屋の領も全月安得年次郎及中居権江知新江は
両若菜沢中棚引地より赤崎町持分ハ大洲堀場ハ
市本孫次郎及片所ハ中山片所ハ徳光寺の寺領同片
所ハ大山田姓院の寺領より物入破越武より及
所ハ其元北猪部の領より片所ハ時成の領より及
所ハ及片所ハ所領より及片所ハ及片所ハ及片所ハ
の所領より及片所ハ東海林四郎及片所ハ新左衛門屋敷
足利より山城政康より川北左衛門より川退より其家老
の子孫より及片所ハ所領より及片所ハ所領より及片所ハ